

宴会・催事規約

当ホテルでは宴会又は催物(以下宴会等と称します)のご契約および宴会場のご利用に関して以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1. 申し込み

宴会場のご利用お申し込みの際に、ご利用日、時間、人数、利用内容、予算、お名前、連絡先を確認し、お申し込みとさせていただきます。
お申し込み内容に基づき見積書を提出させていただきます。
成約後にご宴席等をキャンセルされる場合には原則以下8に記載の「取消料」が発生いたします。

2. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間(基本時間は2時間)を超過した場合は追加室料を頂戴することとなります。又宴会時間の開始前30分から無料でございますが、1時間を越える場合は超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

3. 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下有料人数と称します)を宴会等の開催日の前日正午までにホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

4. 内金

宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

5. 前払金

ホテルから提示いたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日の7日前までに現金にてお支払いください。

6. ご清算

ご請求金額につきましてはホテルより確認したお支払い月までにお支払いください。当日ご利用頂きました追加分残金等は宴会終了後お支払いください。ご請求金額に対してお内金の過剰が入金がある場合には、その差額を当ホテルより銀行振込によりご返金いたします。

7. 宴会利用契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないことがあります。

- ①宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当するものがある場合。
 - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)。
 - (2)暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - (3)法人でその役員の中に暴力団等に該当する者がいるとき。
 - (4)法令又は公序良俗に反する行為をなされると判断される者。
- ②当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ③当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様な行為を行ったと認められる場合。
- ④この「宴会場ご利用についてのお願い」に違反なされた場合。

8. 取消料

すでにご契約をいただいた宴会等を取消される場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

- ①ご宴会当日の180日前迄は内金全額をご返金させていただきます。
- ②ご宴会当日の179日前から70日前迄は内金全額をお取消料とさせていただきます。
- ③ご宴会当日の69日前から20日前迄はご使用いただく会場の会議室料金半日分(サービス料、税金を除く)と内金全額をお取消料とさせていただきます。
- ④ご宴会当日19日前から10日前迄はお見積り金額の50%(サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます。内金は引かせていただきます。

⑤ご宴会当日の9日前から前日迄はお見積り金額の80%(サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます。内金は引かせていただきます。

⑥ご宴会当日はお見積り金額の100%(サービス料、税金を除く)をお取消料とさせていただきます。内金は引かせていただきます。

9. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興およびレセプタント等につきましてはホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため事前にホテルにご連絡いただき、了解を得た後にご手配ください。また、その際は機材の搬入・搬出料金を頂戴いたしますので、予めご了承ください。楽器演奏については事前にホテルの担当者にご相談ください。

10. 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼させた業者が行う諸事項(宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出。看板等のサイズと取りつけ方法等の決定或は設置等)につきましては、ホテルの美観・動線などを考慮し、一定のルールの下に実施していただく様に、ホテルよりその業者の方々にご指示申し上げます。

11. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)およびお客様が直接ご依頼された業者の方々、ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合はその修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

12. 駐車場の利用

宴会等にご出席のお客様がホテル駐車場を利用される場合は3時間まで無料でございます。ホテルのタワーパーキングの駐車場は構造上制限が有り、お預かりできない車種がございます。それを超えるお車、又は満車の場合は近隣有料駐車場等へのご案内となります(お客様のご負担となります)。予めご承知ください。

13. 契約解除権

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約を解除することがあります。

- ①宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当するものがある場合。
 - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)。
 - (2)暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - (3)法人でその役員の中に暴力団等に該当する者がいるとき。
 - (4)法令又は公序良俗に反する行為をなされると判断される者。
- ②当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ③当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- ④この「宴会場ご利用についてのお願い」に違反なされた場合。

14. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ①盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- ②発火又は引火性の物品の持ち込み。
- ③悪臭を発生するものの持ち込み。
- ④とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤備用品の移動。
- ⑥ご予約時の使用目的以外のご利用。
- ⑦その他法令で禁じられている行為。